

平成 29 年 11 月 8 日（水）午後 2 時

大阪広域水道企業団
経営管理部 企画課
電話 06-6944-8023（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

平成 29 年第 3 回大阪広域水道企業団議会 11 月定例会
及び 11 月議員全員協議会の開催について

平成 29 年第 3 回大阪広域水道企業団議会 11 月定例会及び 11 月議員全員協議会を
下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1. 日 時

平成 29 年 11 月 15 日（水）

- （1）11 月議員全員協議会 12 時 30 分から
- （2）11 月定例会 13 時から

2. 会 場

シティプラザ大阪 2 階 燦（さん）の間
大阪府中央区本町橋 2 番 31 号

3. 議 題

- （1）11 月議員全員協議会
 - 議事日程等
- （2）11 月定例会
 - 付議事件
議長の選挙
企業長提出議案（議案 5 件、報告 3 件《別紙「提出予定議案等」参照》）
 - 諸般の報告
監査委員報告 2 件《別紙「提出予定議案等」参照》

4. 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。
- 一般席の傍聴の定員は 30 人です。
- 会議当日、会場前で、12 時から先着順で受付を行います。

5. 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。
- 受付は、会場前で、12 時から開始します。
- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用が無い場合、取材いただけないことがございますので、ご注意ください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案等

○議決案件

番号	名 称	概 要
第1号議案	大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例制定の件	<p>○府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進するため基金を設置する。</p> <p>○積立額は、水道用水供給事業において生じた利益剰余金の一部（有収水量1m³当たり0.3円）及び企業団との統合を促進するための制度に基づき水道用水供給事業で執行した統合に係る府補助金額とする。</p> <p>○積み立てた基金は、市町村域水道事業における施設整備及び事務運営上の財源として取り崩し、市町村域水道事業に補助等を行う。</p> <p>○施行日 平成30年4月1日</p>
第2号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	<p>○非常勤職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律により、原則1歳までとし、子の養育の事情に応じ1歳6か月まで延長できるとされてきたが、この度、同法が改正され、特に必要と認められる場合として「条例で定める場合」に該当するときは2歳まで再延長できることとなった（平成29年10月1日施行）。</p> <p>これを受けて、本条例に同法の「条例で定める場合」を規定するための改正を行う（保育所に入所できないなど、これまで1歳6か月まで育児休業の延長ができることとしてきた場合について2歳まで再延長ができる旨を規定するもの）。</p> <p>○施行日 公布の日</p>
第3号議案	大阪広域水道企業団水道用水供給条例一部改正の件	<p>○水道用水供給事業における給水料金の額を改定する。 ・75円/m³ → 72円/m³</p> <p>○施行日 平成30年4月1日</p>
第4号議案	平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件	<p>○地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金3,480,303,267円のうち、1,946,160,771円を建設改良積立金として積み立て、1,534,142,496円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。</p>
第5号議案	平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	<p>○平成29年度の水道事業会計予算について所要の補正を行う。 ・市町村域水道事業 補正予算額 26百万円</p>

○報告

番号	名 称	概 要
第1号報告	平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度の水道事業会計の決算について報告する。
第2号報告	平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。
第3号報告	平成28年度決算に基づく資金不足比率報告の件	○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成28年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし。 ・経営健全化基準 20%

○監査委員報告

番号	概 要
監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。